

令和5年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年6月1日（木）午前8時53分
- 2 開催場所 三種町農政庁舎 会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 工藤 一嗣
書記 石井 忍、宮田 孝志郎、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第21号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第22号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第13号 登録の移替えをした者について
 - 報告第14号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第15号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第23号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の期日等について
 - 議案第24号 選挙時登録の基準日及び登録日を定めることについて（財産区）
 - 議案第25号 選挙人名簿の移替えの延期について（財産区）
 - 議案第26号 候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）
 - 議案第27号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて（財産区）
 - 議案第28号 投票所を定めることについて（財産区）
 - 議案第29号 投票所の開閉時刻を定めることについて（財産区）
 - 議案第30号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（財産区）
 - 議案第31号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて（財産区）
 - 議案第32号 選挙会の日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第33号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第34号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第35号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（財産区）

協議第 4 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画について
午前 8 時 5 3 分

工藤書記長 それでは令和 5 年第 4 回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 おはようございます。農家の皆さんは田植えも大体終わった頃かと思います。また新型コロナについてマスクの着用も個人の判断になりましたが、心情的にまだマスクが離せないと感じております。

 先日の新聞に投票区再編に関する記事が掲載されておりました。事務局には議会全員協議会で説明いただき、大変御難儀をおかけしました。後ほど、どのような反応であったかお聞かせいただきたいと思います。

 さて本日は、6 月定時登録関係と、下岩川財産区議会議員一般選挙関係の議案もございますので、よろしくお願いします。

 案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と加賀谷委員にお願いいたします。

 それでは、案件の議案第 2 1 号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第 2 1 号ですが、6 月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

 前回の県議選選挙時登録の後、1 8 歳に達した者及び転入から 3 箇月を経過した 1 8 歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は 1 と 2 に記載しています。

 1 の新有権者登録は、平成 1 7 年 4 月 1 1 日から平成 1 7 年 6 月 2 日までに生まれた方が対象で、人数は、男 4 人、女 4 人、計 8 人です。

 2 の転入登録は、令和 4 年 1 2 月 3 1 日から令和 5 年 3 月 1 日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男 1 1 人、女 8 人、計 1 9 人です。

 よって、6 月定時登録における登録者総数は、男 1 5 人、女 1

2人、合計27人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第21号は原案どおり決定します。

次に、議案第22号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第22号は、6月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の選挙時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和5年4月8日から令和5年5月31日までの方が対象で、人数は、男30人、女21人、計51人です。

2の転出抹消者は、令和4年12月9日から令和5年1月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男11人、女12人、計23人です。

よって、6月定時登録における抹消者総数は、男41人、女33人、合計74人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3～4頁、転出抹消は5頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

田村委員 死亡日が前回抹消時の基準届出日（４月７日）より前の方がいらっしゃるようですが。

宮田書記 はい、それらの方は事情により死亡から日数が空いての届出となった方たちです。

(他は「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。他にご意見等無いようですので、議案第２２号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第１３号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第１３号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の選挙時登録で３月６日までの町内転居に係る移替えを報告していますので、今回の報告の対象は、３月７日から５月３１日までに町内転居された方です。人数は、男１４人、女２６人、計４０人です。

対象者については、別冊名簿の６～７頁に掲載しております。報告は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

はい。無いようですので、報告第１３号は以上といたします。

続きまして、報告第１４号と報告第１５号は、関連性がございますので、一括して上程します。説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第１４号は有権者の５０分の１の数を、報告第１５号は有権者の３分の１の数をご報告するものです。５０分の１の

議案４頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の選挙時登録では１３，５２８人登録されておりましたので、これに先ほど決定いただいた新規登録２７人を加え、抹消７４人を引いた１３，４８１人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを５０で除した数は、５頁に記載のとおり２７０となり、３で除した数は、６頁に記載のとおり４，４９４となります。

嶋田委員長　はい。報告第 14 号、第 15 号について、よろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

定時登録関係は以上ということで、続きまして、下岩川財産区関係議案に入ります。議案第２３号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の期日等について」、事務局より説明をお願いします。

任期満了に伴う財産区議会議員の一般選挙は、公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了日の前30日以内に行うこととなっております。

また、「選挙期日」につきましては、５日前までに告示することとなっておりますので、告示の日を選挙期日の５日前、令和５年８月２９日に致したいとしております。

- 5 -

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません。」「異議無し。」の声あり。)

異議無しとのことです。議案第23号は原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 続きまして、議案第24号「選挙時登録の基準日及び登録日定めることについて(財産区)」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第24号についてご説明致します。

財産区の議会議員選挙の執行につきましては、公職選挙法の規定により、町村の議会議員選挙の規定がそのまま適用されることになっておりますことから、公職選挙法第22条第3項に基づきまして、選挙人名簿の選挙時登録に関する事項についてお諮りするものでございます。

1の登録基準日を、告示日前日の8月28日、ただし年齢については9月4日とし、2の登録を行う日は、8月28日とする内容でございます。

なお、この選挙時登録につきましては、下岩川財産区の区域にある選挙区に限ったものになります。本日の6月定時登録後の長面投票区と達子投票区の実選挙人名簿について、基準日である8月28日までに、新たに選挙権を有するに至った者を追加登録し、死亡及び転出4カ月経過を抹消致しまして、選挙時の選挙人名簿を調製致します。

調製する名簿につきましては、基準日8月28日開催の第5回選挙管理委員会でご確認いただく予定でございます。

議案第24号についての説明は、以上です。

嶋田委員長 年齢については9月4日を基準日とするとの事ですが、8月28日とは別にまた選挙管理委員会を招集するのでしょうか。

石井書記 いえ、選挙日当日に18歳を迎える方も、8月28日の選挙時登録に含めて名簿を調製します。

嶋田委員長 他に、只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございます

か。これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

ご異議無いようですので、議案第24号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第25号「選挙人名簿の移替えの延期について（財産区）」、事務局から説明をお願いします。

宮田書記

はい、議案第25号について説明致します。

財産区選挙の入場券の作成に伴い、町内転居による選挙区の移替えを延期したいので、その期間を定めることについて、お諮りするものでございます。

財産区の区域内の転居は大丈夫ですが、長面・達子投票区内から森岳など下岩川以外の区域に転居した場合は、財産区選挙の有権者としては失権扱いとなります。

延期の期間は、8月8日から9月3日までとしたいと考えております。8月7日に入場券作成処理を行い、翌8日から選挙が執行されるまでの間について、投票区の移替えを延期するものです。なお、入場券は投票が見込まれる時のみ作成し、無投票が見込まれる場合は作成しませんので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

嶋田委員長

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

ご異議無いようですので、第25号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第26号「候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記

はい、議案第26号ですが、告示日8月29日の午前8時30分から午後5時まで、山本地域拠点センターの1階洋室で立候補届出の受付を行います。

立候補届出の受付順位は、先着順が原則ですが、受付開始の午前8時30分までに複数の立候補予定者が参集している場合につ

いては、その立候補予定者の受付順位をくじで定めるというものです。説明は以上です。

嶋田委員長 告示日の８時３０分までに複数人到着している場合にくじで順位を定めるということになりますが、内容については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは、原案どおり決定致します。

嶋田委員長 次に、議案第２７号「投票用紙の色及び文字の色を定めることについて（財産区）」事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第２７号ですが、下岩川財産区議会議員一般選挙において、投票用紙の色を白、投票用紙の文字の色を黒に定めたいと思います。説明は以上です。

嶋田委員長 用紙が白で文字が黒ということだそうです。確認ですが、投票用紙は投票がある場合のみ印刷するということで良いでしょうか。

宮田書記 はい、そのとおりです。

嶋田委員長 他に、只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

それでは、原案どおり決定致します。

次に、議案第２８号「投票所を定めることについて（財産区）」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第２８号ですが、投票所につきましては、財産区の区域内の２投票所を指定するものでございます。他の選挙と同様、長面投票区の投票所をすいらんの館、達子投票区の投票所を達子集落生活改善センターと定めたいと思います。説明は以上です。

嶋田委員長 はい。他の選挙と同じ場所を投票所に定めるということですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

それでは、原案どおり決定致します。

次に、議案第29号「投票所の開閉時刻を定めることについて(財産区)」事務局より説明をお願いします。

宮田書記

はい、議案第29号ですが、投票所の開閉時刻につきましては、公職選挙法上、午前7時に開き、午後8時に閉じるのが原則でございますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる場合等には、開く時刻を2時間以内で繰り下げ、閉じる時刻を4時間以内で繰り上げできることになっております。

投票時間の短縮につきましては、慎重に考える必要があると承知しておりますが、提案のとおり、開く時刻を2時間、閉じる時刻を3時間と短縮致しましても、次の議案第30号で提案しますとおり、期日前投票及び不在者投票を行いますので、投票の機会は十分確保されと考えております。

また、財産区選挙の執行経費につきましては、投票所の経費も含め、全額財産区が負担することになります。そのため、財産区の財政負担の軽減にも配慮した提案でございますので、よろしくお願い致します。説明は以上です。

嶋田委員長

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません。」「異議無し。」の声あり。)

異議無しとのことですので、議案第29号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第30号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(財産区)」事務局より説明をお願いします。

宮田書記

はい、議案第30号ですが、始めに期日前投票所につきましては、投票事務の便宜上、山本地域拠点センターに設置したいと考えております。

設置期間については告示日の翌日8月30日から選挙期日の前日9月2日まで、投票時間につきましては、午前8時30分から

午後８時までとしております。

次に不在者投票についてですが、取扱う場所につきましては、事務処理の便宜上、本庁の三種町選挙管理委員会事務局としております。

期間については期日前投票と同様に、８月３０日から９月２日まで、時間が午前８時３０分から午後８時までと考えております。説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

嶋田委員長 異議無しとのことですので、議案第３０号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第３１号と３２号ですが、選挙会に関連する内容ですので、一括して事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい、始めに議案第３１号についてですが、下岩川財産区選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一でありますことから、このような場合は、事務の簡素化の観点から、開票事務と当選人決定のための選挙会事務を併せて行うことができるとなっておりますので、その旨ご決定いただきたいというものでございます。

続いて、議案第３２号については記載のとおりでございますが、１の投票を行う場合は、投票終了後の午後６時から、２の無投票の場合は、午前１０時からの開始としております。会場は、関係者の便宜を考えまして、いずれもすいらんの館としております。

なお、無投票の場合は委員長のみの出席となります。説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

異議無しとのことですので、議案第３２号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第３３号「選挙立会人を定めるくじを行う日

時及び場所を定めることについて（財産区）」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第３３号ですが、選挙立会人につきましては、人数が３人から１０人まで、また、同じ政党の候補者の立会人が２人までと制限がございます。立会人の届出がその制限を超えた場合くじで決めることになりますので、そのくじを行う日時を、８月３１日午後５時３０分、場所を三種町役場の２階会議室に定めるものでございます。説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

異議無しとのことですので、議案第３３号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第３４号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第３４号ですが、これにつきましては、投票となった場合、投票記載所に候補者の氏名等を掲示することになります。その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時を８月２９日午後５時３０分、場所を三種町役場の２階会議室に定めるものでございます。説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

異議無しとのことですので、議案第３４号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第３５号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（財産区）」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記 議案第 35 号について説明致します。不在者投票につきましては、告示日の翌日 8 月 30 日から選挙前日 9 月 2 日まで 4 日間の受付となりますが、遠方に滞在中の有権者につきましては、早めに投票用紙が手元に届きませんと、期間内に投票できないおそれが出てきます。そのため、事前に不在者投票の請求があったものにつきましては、告示日前の選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始できることとなっておりますことから、その発送開始日をこれまでの選挙と同様、告示日 2 日前の 8 月 27 日に定めたいとするものでございます。説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

異議無しとのことですので、議案第 35 号は原案どおり決定することと致します。

続きまして、協議第 4 号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画について」、事務局より説明をお願いします。

石井書記 協議第 4 号について説明いたします。事前にお配りしておりますので、目を通していただいているかと思いますが、8 項の今後の日程についてご説明します。

（以下、資料に基づき説明）

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「ありません。」「異議無し。」の声あり。）

異議無しとのことですので、協議第 4 号は原案どおり決定することと致します。

最後に、「4 その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

（以下、資料に基づき説明）

今後の日程につきましては、以上でございます。

嶋田委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

はい、では始めにお話した選挙区再編について、議会全員協議会での反応などをお聞かせいただきたいと思います。

書記長

はい、新聞でご覧になったかと思いますが、5月25日に開催された議会全員協議会に投票区再編の素案を説明いたしました。議員の皆様から質問はありましたが、反対という意見はありませんでした。

この後、6月26～30日にかけて自治会長会議がありますので、そこでも自治会長向けに同様の説明をいたします。その場ではすぐに意見が出ないことも考えられますので、7月から一般の方から意見をいただくためのパブリックコメントを予定していますので、質問用紙を配布して後ほどパブリックコメントの方に各集落で話し合った意見や質問等を出していただければと考えております。

丁寧な説明を心掛けて第1次再編に進んでいきたい所ですが、無くなる投票所の自治会からは拒否反応も考えられますが、廃止をカバーするための投票機会を町として準備する旨を説明いたします。

嶋田委員長 御難儀をおかけしますが、よろしくお願いいたします。委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで第4回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前 9時54分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____